

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定に基づき、選挙における公営施設使用の個人演説会の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり公表します。

個人演説会場の施設一覧

施設の名称・所在地・電話	施設責任者	費用額	種別	面積 収容人員	照明	設備
上和泉地域センター(3489)9101 狛江市和泉本町 4-7-51	浅見文恵	1区分 4,000円	講座室	71m ² 40人	40W×2連 12基	演台 1・机 12 椅子 40
野川地域センター (3480)2211 狛江市西野川 1-6-9	小川浩志	1区分 6,000円	ホール	115m ² 80人	250W×20基 (ハロゲンランプ)	演台 1・机 20 椅子 80
南部地域センター (3489)2150 狛江市猪方 4-11-1	小川守清	1区分 6,000円	多目的 ホール	115m ² 80人	40W×2連 18基	演台 1・机 24 椅子 80
岩戸地域センター (3488)7040 狛江市岩戸南 2-2-5	曾我久夫	1区分 4,000円	会議室A	62.75m ² 45人	40形 9基	演台 1・机 12 椅子 45

※使用後は、原状回復すること。